

# 短期生活介護（介護予防）ショートあおぞら 利用料金

(令6年8月改訂 可児市：7級地に該当)

R6.8.1

## 1. 基本サービス単位数

区分	単位数
要介護1	704
要介護2	772
要介護3	847
要介護4	918
要介護5	987
要支援1	529
要支援2	656

## 2. 滞在費・食費

	滞在費	基準費用	第3段階①	第3段階②	第2段階
+	食費	2,250	1,370	1,370	880
		1,630	1,000	1,300	600

## 4. 1日の利用料（下記加算含まず）

区分	基準費用	第3段階①	第3段階②	第2段階
要介護1	4,584	3,074	3,374	2,184
要介護2	4,652	3,142	3,442	2,252
要介護3	4,727	3,217	3,517	2,327
要介護4	4,798	3,288	3,588	2,398
要介護5	4,867	3,357	3,657	2,467
要支援1	4,409	2,899	3,199	2,009
要支援2	4,536	3,026	3,326	2,136

## 3. 加算(単位数)

生活機能向上連携加算(長期のみ) 200/月	サービス提供体制強化加算 I	22
個別機能訓練体制加算 12	看護体制加算(I)	4
夜勤職員配置加算(II) 18	看護体制加算(II)	8
療養食加算 8/回	地域区分加算7級地	1.7%
送迎加算(片道) 184	口腔連携強化加算(長期のみ) 50/月	
生産性向上推進体制加算 10/月	介護職員等処遇改善加算(加算I) 14%	
看取り体制加算 64/日	医療連携強化加算 58/日	

※上記の料金に全ての加算単位数を加えたものに、  
介護職員等処遇改善加算 加算 I (14%)

地域区分7級値(10.17円)及び実費を加えたものが請求金額になります。

※30日を超えてショートステイを御利用者様で病院受診が必要になった場合、協力病院以外への同行には1,874円(片道)の同行費用を負担願います。(強力病院は、可児とうのう病院・太田病院です)

\*4にお示した利用料金には、ご利用者の状態、事業所の体制等によって上記各種加算が加わります。

※30日を超えるショートステイの利用を希望されるときは31日目は自費の請求になります。

※60日を超えるショートステイの利用料金は基本サービス料が-32単位の減額になります。